

食品安全委員会（第692回会合）議事概要

日 時：平成30年4月10日（火） 14：00～15：31

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 6名、行政機関 6名、一般 14名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・添加物、器具・容器、微生物・ウイルス 1案件

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正について（乳幼児を対象とする調製液状乳）

→厚生労働省から説明。

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき及び同項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容又は程度が明らかであるときに該当するものとされた。

（2）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「サリノマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「G00X-1株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ（食品添加物）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「G00X-1株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

「JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評

価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 遺伝子組換え食品等「JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ（飼料添加物）」に係る食品健康影響評価について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・ 飼料添加物「*Bacillus licheniformis* JPBL001株が生産するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「*Bacillus licheniformis* JPBL001株が生産するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物が、適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（４）「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」について

→事務局から説明。

本指針に基づいて、食品健康影響評価に関する個別の案件の審議を専門調査会で進めることとなった。

（５）食品安全委員会の運営について（平成３０年１月～３月）

→事務局から報告。